

運転免許証の自主返納と運転経歴証明書

申請による運転免許の取消し（自主返納制度）

身体機能の低下などを自覚し、自主的に免許証を返納したいとの要望

平成9年の道路交通法改正により、自主返納制度を導入（平成10年4月施行）

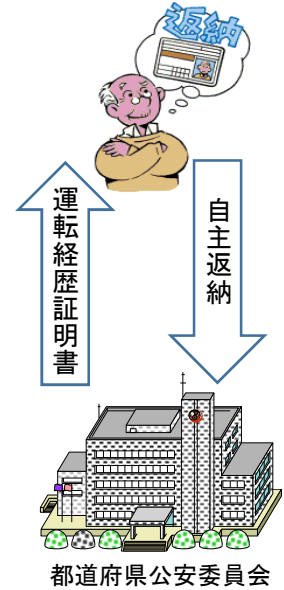
運転経歴証明書

「自主返納を行うと身分証明書がなくなってしまう」等の懸念

平成13年の道路交通法改正により、運転経歴証明書を導入（平成14年6月施行）

平成24年の犯収法施行規則改正により、銀行等において、本人確認書類として使用可能に（平成24年4月施行）

令和元年の道路交通法改正により、運転免許の失効者も運転経歴証明書の交付申請が可能に（令和元年12月施行）



自主返納しやすい環境整備

○自動車等の運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を返納しやすい環境整備を推進

【自治体等における支援施策】

- ・バス運賃の割引 ・タクシー運賃の割引 ・鉄道料金の割引 ・交通系ICカードの交付
- ・食材配達利用料金の割引 電動車いす購入料金の割引 自動車の廃車手続無料 等

※詳細は、全日本指定自動車教習所協会連合会ホームページ

「高齢運転者支援サイト」参照

<https://www.zensiren.or.jp/kourei/>



○安全運転相談等の充実・強化

- ・令和元年11月から安全運転相談ダイヤル「#8080」の運用を開始するなど、加齢等により運転に不安を感じる高齢運転者等からの安全運転に係る相談を実施